#### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

本章においては、第2章における河川整備計画の目標の実現に向けた具体的に実施する事項について記述する。

#### 第1節 河川の整備の実施に関する事項

## (1) 整備の実施に関する事項

#### ①河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、まず各河川の利用実態についてその把握に努め、その結果を計画に反映しながら、以下の整備を進める。

## i水がきれいな川づくり

国・県・市町村の関係機関や住民と連携・協働し、流域全体で河川水質改善の取り組み (大和川清流ルネッサンスII)を推進する。具体的には、河川管理者は多自然川づくりにより川自身が本来有する浄化能力の向上を図るほか、状況に応じた浄化施設の設置や底泥の 浚渫等の対策を行う。また、既設河川直接浄化施設の適切な維持管理に努める。これらの 対策の実施にあわせて、下水道整備の促進や排水の規制及び合併処理浄化槽の設置促進等の対策を推進する。さらに家庭における生活雑排水対策の推進や河川美化等の啓発活動に ついて関係機関が連携しながら流域全体に展開する。目標水質は、清流ルネッサンス II 計画の目標 (H22年時点 曽我川 [保橋] 及び葛下川 [だるま橋] B0D5.0mg/1以下)の達成を目指す。このうち、下水道の整備等の対策のみでは当面、目標の達成が困難な土庫川において、河川浄化事業を実施する。

## ii 多様な生物が生息できる川づくり

各河川の特性を考慮し、多自然川づくりによる瀬や淵の形成、水辺や護岸の緑化、親水空間の整備、修景整備など必要に応じた工事を実施することにより、河川が持つ機能の多面性を活かし「その川らしい川づくり」を行う。さらに、河川水辺の国勢調査(生物調査)を定期的に実施するほか、必要に応じて生物のモニタリングを行い、その結果をふまえ、その川らしい生物の生息環境の保全に努める。

具体的な方法としては、工事を実施する区間については、生物に配慮した護岸工法を採用するほか、木杭や石などを活用し、みお筋が形成されるよう配慮する。また、とくに縦断的な環境の連続性を保持するため落差工の設置箇所を必要最小限とし、やむを得ず設置する際は、緩傾斜とするなど十分に配慮するとともに、工事中に生じる濁水については濁水防止等の措置を実施するなど必要に応じて、生物の生息環境への影響を最小限に抑えるよう努める。また、それ以外の区間については、生物の生息環境の現状を保全することを基本とするが、河川の状況に応じ必要な対策を実施する。

# iii人々が水辺に親しめる川づくり

川沿いの土地利用状況への配慮や計画づくりと除草や清掃等の維持管理については、地域住民の参加を基本とし、必要に応じて、地域にふさわしい樹種を用いた植樹、階段護岸、広場、散策路等の整備や周辺景観を生かした親水空間の整備を行う。その検討に際しては、計画づくりの段階から河川利用のあり方や維持管理のしやすさ等、地域住民の意見を聴くこととする。

#### iv美しい河川風景づくり

「良好なまちづくり」という観点から、関係自治体や地域住民と連携し、地域社会の意見形成に配慮しながら、各河川の個性を活かした川づくりを総合的に実施するものであり、河川空間が地域と調和した美しい風景を有するオープンスペースとなるよう取り組みを進める。なお、本圏域では、地域の歴史的な要素を活かし、歴史的風土保存地区など優れた景観を有する区域を流下する河川のうち、治水の整備と重なる区間を優先的に景観に配慮した整備を行う。このうち曽我川においては最優先的に景観整備を行う。さらに、これま

でに改修を行った区間も対象とし、曽我玉造遺跡付近、葛城川と柳田川の合流点付近、広瀬神社付近では、有識者の意見を聴きながら、歴史的な要素を活かした景観形成を行う拠点候補地として検討を行う。

また、景観法に基づき、河川が景観重要公共施設に位置づけられた場合は、その景観計画に即した整備を行う。



図-4 景観整備区間

## ②地域と一体となった川づくりに関する事項

本圏域には、曽我川、葛城川など古くから人々の生活や歴史・文化を支えてきた河川が多く、これらの河川を生活空間の一部としている地域住民だけでなく圏域外の住民からも、その現状と対策に高い関心が寄せられている。この地域の個性を活かし、地域から愛される魅力ある川とするために、以下の方針により、関係機関や地域住民と連携・協働して川づくりを進める。

#### i川への関心の高揚

インターネットや各種キャンペーン、出前講座、PRパンフレット等を通じて、河川に関する様々な情報(各河川の歴史、河川事業の紹介、リアルタイムの河川水位等のデータ、浸水実績図等)を継続的に提供し、行政と住民が情報を共有できるよう努めるとともに、自然観察会や歴史散歩等の大人も楽しめるイベントの開催や生物調査等の実施を通じ、川

に関する意見交換を行い、川に対する愛護意識の醸成を図り、住民と連携・協働した川づくりの促進に努める。

また、教育機関と連携して、河川環境について子供達の理解を深めることを通し、川への関心を高め、地域から愛される川づくりを進めていく。具体的には、小学校の総合学習へ職員の派遣や資材の提供を行い水生生物観察会(リバーウォッチング)の活動を支援するほか、川に関する学習への講師の派遣、情報紙(かっぱ通信)の配布などを行う。さらに、地域住民や学校教育・生涯教育現場との意見交換の場として、出前講座やセミナー(川の達人養成講座)を実施し、これらの活動を通し河川に関わる人材や組織の育成を進めるほか、これらの活動を推進するため大学とのネットワークづくりを行う。





リバーウォッチング (高田川)

## ii 住民と連携・協働した川づくり

行政と住民の役割分担のもと、環境整備等を実施するにあたり、川の通信簿や流域懇談会など対話集会の機会を継続的に設けるなどにより、整備の計画、実施、評価、維持管理に関し、住民意見を反映するものとする。特に本圏域では、柳田川において地域住民と連携しながら、桜堤を活かした整備を図る。また、土庫川では、河川浄化施設の利用と維持管理について、地域住民との連携を図る。

また、県と市町村が協力して、地域に愛される美しく豊かな公共空間の創造、さらには 地域コミュニティーの活性化を図るため、地域住民団体等が自主的に行う除草、清掃及び 植栽等の活動を支援する地域が育む川づくり事業等の河川愛護団体支援策を推進するほ か、河川巡視制度の充実や地域住民や関係自治体を交えた連絡協議会の設置等について検 討を行う。







地域が育む川づくり事業 (三代川〔生駒いかるが圏域〕の事例)

### ③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

本圏域内における流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討に向け、継続的な水量等の観測を行い流況や水利用状況の把握に努める。また、関係部局と連携し、緑地の保全や浸透施設の設置等により雨水浸透機能の保全又は向上を図る。今後は、健全な水循環の再生を図るため、水源の涵養及び農林部局等と連携した合理的な水利用などについて検討を進める。

### ④洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本圏域内の一級河川54河川のうち、河川の持つ重要度(水系の基幹となる河川)、近年10カ年における浸水被害の状況、現状の洪水処理能力、氾濫が生じた場合の想定被害額の大きさを考慮し、優先的に整備する河川を選定した。洪水流下型対策については、本圏域の県管理河川のうち、葛下川、高田川、曽我川、葛城川、安位川において計画的な整備を行う。また、内水による浸水被害が頻発する広瀬川と小金打川、放水路と現河川の接続が必要な尾張川においても計画的な整備を行う。但し、優先的に整備する河川については、今後の社会状況、自然環境、河道状況などの変化等も踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

さらに、優先的に整備を行う河川を含め圏域内の全河川について、予防的な対策として、 治水安全度を高めるための洪水流下阻害部の掘削等を緊急的に実施する。また、災害などの 状況に応じ必要な対策を講じるとともに治水機能の適切な維持管理に努めるほか、警戒避難 体制、水防体制の強化と必要な情報の住民への周知徹底を図る。

